



地球温暖化ストップ！『低炭素』でだめなら『脱炭素』だ！

【素朴な疑問】“低炭素”と“脱炭素”はどう違うの？

“低炭素” 「パリ協定」以前の世界の主流政策目標。“二酸化炭素の排出量を、現状から何パーセント減らすか”を目標とした“低炭素社会”へ向けた取組みでした。日本では、2008年の洞爺湖サミットで、当時の福田首相が、「日本は2050年までに60～80%の削減で低炭素社会を目指す」と表明しました。

“脱炭素” 2015年の「パリ協定」で掲げられたのが、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とした政策（脱炭素）で、世界の温室効果ガス排出量の約86%を占める国（159か国）が締結に参加しています。脱炭素社会とはその名の通り、二酸化炭素を生み出す化石燃料からの脱却を目指すものです。

2021年4月：気候変動サミットで菅総理大臣が削減目標表明

- ①2030年までに、2013年の温室効果ガスの排出量比で46%削減する。さらに50%の高みに向け挑戦する。
- ②2050年までに、脱炭素社会を実現する。



*この宣言を実現するための国の具体的取組（環境省：脱炭素ポータルから）
 ・地域脱炭素ロードマップを策定し、対策・施策をまとめた。
 ・地球温暖化対策推進法を改正し、「脱炭素社会実現」を法律に位置付けました。

次回はいよいよ『カーボンニュートラル』ってなに？そして、建築にはどんな影響があるのか？一から学んでいきましょう！

SDGs宣言

センターは、地域の建築生産活動の円滑化・活性化に繋がるサービスを提供する、地域に密着した指定確認検査機関を目指し持続可能な社会の発展に寄与すると共に、プラスチックごみの削減など、自らSDGsに取り組めます。



ふじの国リフォーム支援センター

ふじの国リフォーム支援センターでは、登録事業者の業務知識向上のため、毎年、実務セミナーを開催しています。

令和3年度セミナー
住まい手に選ばれ続ける事業者になるために「地域密着」から考えるwithコロナ時代の顧客とのつながり方

新マークのご紹介

センターの呼称である「まちセン」と富士山をモチーフとした新たなマークが誕生しました。



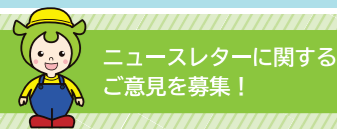
【デザインコンセプト】

世界遺産である雄大な富士山を、裾野の樹海から天に向かって真っ直ぐに伸びる姿で描き、未永く続く企業の成長を表現。

ノー残業デーのお知らせ

当センターでは毎週水曜日を「ノー残業デー」と定め、働き方改革の推進に努めております。お急ぎの場合でも、16時以降に建築確認等をご申請（新規物件の申請）を頂いた場合、原則、翌営業日以降の確認済証等の交付となりますのでご注意ください。お客様にはご不便をおかけ致しますが、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

毎週水曜日
ノー残業デー
実施中



ニュースレターに関するご意見を募集！

まちセン NewsLetter に対する皆様の感想やご要望をお寄せください。応援メッセージや今後に取り上げてもらいたいテーマなど何でも結構です。投稿は、ホームページの専用フォームまたは右のQRコードからアクセスしてください。

スマホはこちらからアクセス



編集部より

先月、日本の民間人が初めて宇宙旅行をしたというニュースがあり、SNSでその画像等が発信されご覧になった方も多いのでは。高額な費用と事前の入念な訓練などまだまだ庶民には夢の話のようですが、宇宙からの地球の姿は青く美しく輝き感動的でした。近頃よく耳にする「SDGs」。環境や平等への地球規模の取組みと言われますが、ちょっと他人事だった自分を反省し、身近なことから取組むきっかけにと感じるこの頃です。

次号（2022年春号）は4月中旬発行の予定。



中部事務所	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル4階	TEL.054-202-5572	FAX.054-202-5281
西部事務所	〒430-0946 浜松市中区元城町216番地の4 ノーススタービル浜松3階	TEL.053-459-2070	FAX.053-459-2077
東部事務所	〒410-0012 沼津市岡一色816番地の1	TEL.055-928-7005	FAX.055-928-7015
藤枝支所	〒426-0061 藤枝市田沼3丁目11番21号	TEL.054-634-3255	FAX.054-637-3544
袋井支所	〒437-0027 袋井市高尾町5番地22 袋井センタービル1階	TEL.0538-45-1720	FAX.0538-45-1715
富士支所	〒417-0057 富士市瓜島町109番地3	TEL.0545-67-8000	FAX.0545-67-8077
業務部(確認審査)	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル4階	TEL.054-202-5580	FAX.054-202-5281
住宅部(性能評価)	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル4階	TEL.054-202-5573	FAX.054-202-5282
住宅部(省エネ)	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル4階	TEL.054-202-5581	FAX.054-202-5282
建築事業部(発注者支援)	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル5階	TEL.054-202-5571	FAX.054-285-8787
企画・営業部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル5階	TEL.054-202-5540	FAX.054-202-5285

まちセン News Letter



まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。

新年あけましておめでとうございます

日頃よりまちセンをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年を振り返りますと、世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響が続き、この2年間で私たちの生活は一変いたしました。物流の混乱をはじめ人と人とのコミュニケーションが取りづらくなった一方で、オンライン会議などの新たなコミュニケーションの手段が定着しつつあります。建築住宅業界をみますと、一昨年大きく落ち込んだ住宅着工戸数は上向き傾向にはありますが、コロナ禍に加えウツドショックによる建築資材等の供給不足などの影響もあり、コロナ禍前までの回復には至っておりません。

このような社会情勢の中、まちセンは2022年を新たな挑戦の年としてと考えております。具体的には7箇所目のサービス拠点として山梨県内に「甲府事務所」を開設し、山梨県内の事業者様の利便性向上を図ります。また、多くのお客様から要望がございます「確認申請の電子化」への体制を強化するなど、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

まちセンは、今年の干支であります“トラ”に倣い、どしどしと構えた上で、慎重かつ大胆に業務を進めてまいります。本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター 理事長 柳 敏幸

NEWS 01

長期優良住宅法・住宅性能確法の改正（令和4年2月20日施行分）

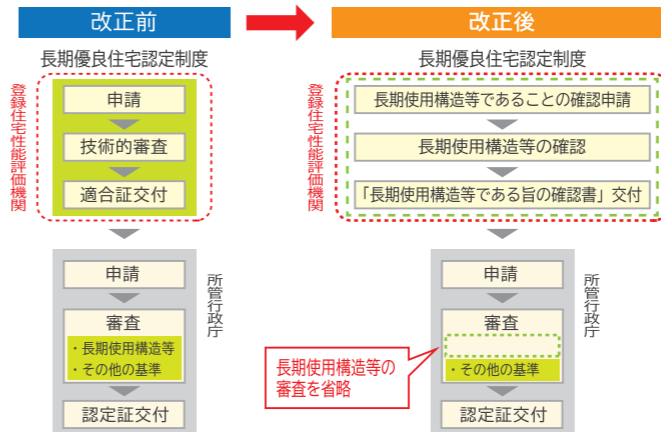
「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の第一弾が、令和4年2月20日より施行されます。長期優良住宅の認定の申請の流れに大きな変更はありませんが、申請書の様式や交付物などが変更になりますので、ご注意ください。*詳細は後日、ホームページでご案内いたします。

- ① 住宅性能確法の中に「長期使用構造等の確認」が位置付けられ、登録住宅性能評価機関がその確認を行い「長期使用構造等である旨の確認書」を交付します。また、住宅性能評価と一体で申請する場合は、設計住宅性能評価書に長期使用構造等である旨の記載が追加されます。

長期使用構造等であることの確認申請（長期単独）

改正前 長期優良住宅の認定にあたり、登録住宅性能評価機関に技術的審査を依頼。「適合証」を添付し、所管行政庁へ認定申請。

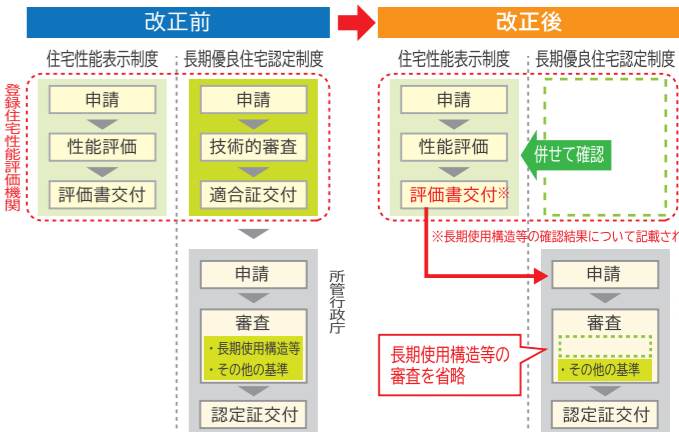
改正後 登録住宅性能評価機関に、「長期使用構造等の確認を申請」。「長期使用構造等である旨の確認書」を添付し、所管行政庁へ認定申請。所管行政庁は長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなし、審査を省略。



長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度との一体申請

改正前 長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度の両者を利用する場合は、それぞれ申請・審査が必要。また、認定にあたり、登録住宅性能評価機関による任意の技術的審査を活用。

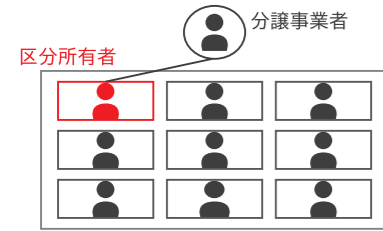
改正後 登録住宅性能評価機関に、「住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等である旨の確認の申請」。「長期使用構造等である旨の確認結果（設計住宅性能評価書へ記載される。）」が添付された長期優良住宅建築等計画については、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなすこととし、所管行政庁の審査を省略。



② 共同住宅について、区分所有者が各々認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更になります。

改正前：住戸単位認定

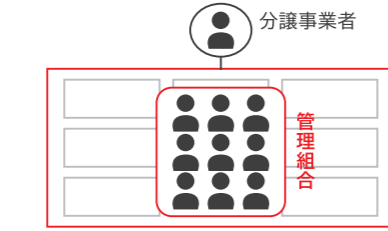
分譲マンションの認定は、建築前に分譲事業者が申請し、引渡後に各住戸の区分所有者と共同で変更認定を受けることが必要。また、認定後のマンションの維持保全は、各住戸の区分所有者が行うこととなっている。



- 当初申請：分譲事業者
- 変更申請：分譲事業者+区分所有者
- 維持保全実施主体：区分所有者

改正後：住棟単位認定

分譲マンションの認定は、建築前に分譲事業者が申請し、引渡後に各区分所有者ではなく管理組合の管理者等※が一括して変更認定を受ける。また、維持保全の実施主体を各住戸の区分所有者から管理組合の管理者等に変更。



- ①認定手続きの合理化
- 当初申請：分譲事業者
- 変更申請：分譲事業者+管理組合の管理者等
- ②認定計画実施者の変更
- 維持保全実施主体：管理組合の管理者等

※管理者等とは、管理組合の決議で選任された管理者（理事長）の他、管理組合法人の理事のことを指す。（法第5条第4項）

③ 認定基準に災害リスクに配慮する基準を追加

- 現在、長期優良住宅の認定にあたり、地震以外の災害リスクは考慮されていない。
- 今般の改正により、認定基準に「自然災害による被害の発生防止または軽減に配慮されたものであること」を追加。
- 土砂災害、津波、洪水などの災害リスクが高い区域が所管行政庁の区域内において既に指定されている場合、その区域で認定を行う際に配慮を求める。
- 例えば、災害の危険性が特に高いエリアは認定対象から除外。一定の災害の危険性はあるものの居住継続が必要とされる区域については、所管行政庁において必要な措置を求めることができることとする。

※詳細は、所管行政庁へお問い合わせください。

住宅品確法（評価方法基準）の改正について

○断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6が新設され、令和4年4月1日から施行されます。加えて、令和4年10月1日施行で断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級の両方が必須項目となります。

NEWS 02 令和4年1月1日から瓦屋根の緊結方法が強化されました。～建築基準法の告示基準（昭和46年建設省告示第109号）の改正～

建築基準法の告示基準（昭和46年建設省告示第109号）が改正されたことにより令和4年1月1日から、瓦屋根の緊結方法が強化されました。

完了検査・中間検査の申請の際には、完了検査申請書又は中間検査申請書第四面の「工事監理の状況」欄に設計図書との照合内容等を記載する必要がありますのでご注意ください。

瓦の緊結方法に関する基準の強化(昭和46年建設省告示第109号) 国土交通省

改正の概要
建築物の瓦屋根に係る現行の仕様基準(S31年に政令に規定、S46年に告示に移行)を改正し、業界団体作成の「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」の仕様を義務化する。

主な改正事項
(緊結箇所) 軒、けらば(端部から2枚までの瓦、むね1枚おきの瓦) → 軒、けらば、むね、平部の全ての瓦
(緊結方法) 鋼線、鉄線、くぎ等で緊結 → 瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定

改正告示概要
瓦屋根は、以下の緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくむこと。ただし、平成12年建設省告示第1458号に定めた構造計算によって構造耐力上安全であることが認められた場合はこの限りでない。

緊結箇所	全ての瓦	耐力の確保
緊結方法	軒、けらば、むね、平部	3枚のくぎ等(くぎ又はねじ)で緊結し、むねはくぎで緊結
耐久性	屋根ふき材、緊結金物にきび止め、防錆措置をすること	

くぎ等の使用可否
瓦の種類
F形、S形、防風瓦(S形、F形)

※令和4年1月1日以降に着工される建築物が適用対象となります。

完了(中間)検査時の申請図書 国土交通省

第19号様式(第4条、第4条の4の2関係) 完了検査申請書
第26号様式(第4条、第4条の11の2関係) 中間検査申請書

(第四面)

工事監理の状況(例)	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	屋根瓦	種類、品質、形状、寸法	構造図	無し	品質管理記録等を設計図書と照合	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	屋根瓦	接合状況	構造図	無し	品質管理記録等を設計図書と照合	適

建設地が静岡県内の確認申請において添付される「工事監理計画届」についても同様に記載をお願いします。

※上記は追加で記載が必要となる内容の記載例です。

今回の改正により昭和46年建設省告示第109号に不適合となる瓦屋根を有する建築物は、建築基準法上、既存不適格建築物となり、ただちに改正後の基準への適合を求められることはありません。また、既存不適格となった建築物を増改築する場合、増改築部分の屋根ふき材を構造上分離すれば、増改築部分以外の既存部分へは、改正後の基準への適合を求めない(遡及適用しない)扱いとなります。

こどもみらい住宅支援事業が創設されます。(令和3年11月26日国土交通省発表)

子育て世帯又は若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの増進を図るため、子育て世帯又は若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助金を交付する「こどもみらい住宅支援事業」が創設されます。

こどもみらい住宅支援事業概要

- 一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、補助金額を交付します。
- 新築は、子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、最大100万円の補助金を交付。
- リフォームは、全ての世帯を対象とし、最大30万円の補助金を交付。(子育て世帯・若者夫婦世帯の場合等に上限引上げの特例あり。)
- 補助金の交付は、住宅を整備・分譲する事業者の申請に基づき、住宅の取得・リフォームを行う方に補助金全額分が還元されることを条件に、当該事業者に対して補助金を交付。
- 令和3年11月26日から令和4年10月31日までに契約の締結等を行い、住宅を整備・分譲する事業者が所定の手続きにより事務局(今後国が選定)の登録を受け、その後に着工したものが対象。

スケジュール

- 制度説明動画公開：令和3年12月27日
- 対象となる建材・設備の公募※1：令和4年1月4日～遅くとも令和4年10月31日(予定)※2
- 事務局ホームページの開設：令和4年1月4日
- 専用コールセンターの開設：令和4年1月11日
- 事業者登録：令和4年1月11日～遅くとも令和4年9月30日(予定)※2
- 登録事業者の公開：事業者登録後随時
- 補助金予約申請期間：令和4年3月頃～遅くとも令和4年9月30日(予定)※2
- 補助金交付申請期間：令和4年3月頃～遅くとも令和4年10月31日(予定)※2
- ※1 審査を終えたものから順次公開されます。
- ※2 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。



※最新の情報は、国土交通省ホームページをご確認ください。

こどもみらい住宅支援 検索

確認検査申請手数料の改定のお知らせ

当センターでは、2022年1月5日(水)申請受付日より確認検査業務の各種申請に係る手数料の一部を改定させていただきました。

【改定の概要】

- ・1,000㎡を超える建築物における確認申請、中間検査申請、完了検査申請、仮使用認定申請手数料の一部を改定
- ・構造計算加算手数料を除く、各種加算手数料の一部を改定

確認検査申請手数料金表は、センターホームページよりダウンロードいただけます。

ZEB講習会開催のお知らせ

国は、昨年8月「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」を公表し、省エネ基準をZEH・ZEB水準への引上げなどの取組を示しています。本講習会では、脱炭素社会に向けた建築物の取組とZEB化のポイントを具体的に解説いたします。

日時：令和4年2月24日(木) 13:30~16:30
主催：(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター
共催：(公社)静岡県建築士会、(一社)静岡県建築士事務所協会
後援：静岡県(予定)
定員：150名(予定) 参加費：無料

お申込み方法等、詳細はセンターホームページをご覧ください。(1月中旬頃 公開予定)

まちセン 広場

事務所・支所紹介 西部事務所



▲ 事務所内観



▲ 待合コーナー

一日ごからまちづくりセンター西部事務所をご利用いただき誠にありがとうございます。当事務所では内勤職員16名、在宅検査員19名で、親切・丁寧・迅速・厳正をモットーに業務に取り組んでおり、皆様に100%満足していただけるようこれからも日々努力を重ねてまいります。ご質問やご相談についても皆様の立場に立って対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。今後とも西部事務所をよろしくお願いいたします。西部事務所 所長 平松 平人

当事務所では、建築確認の審査や検査業務をはじめ、長期優良住宅の技術審査や住宅瑕疵保険業務などを行っています。また、センターではSDGsを推進しており、海洋汚染や生態系に悪影響を与えているプラスチックごみを削減するため、皆様にお渡しする建築確認済証等はこれまで使用していたクリアファイルをやめ紙製エコファイルに入れて交付しています。SDGs推進の取り組みにつきましてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- マスク越しにも伝わる笑顔で誠実に対応します。
- 満足を感じて頂けるよう努力いたします。
- 愛にあふれた対応で皆様をお迎えいたします。
- 寒さ厳しい時期ですが、皆様もどうかご自愛ください。
- 安心・安全な建物づくりを応援いたします。
- 明るい窓口でお待ちしています。
- コミュニケーションを大切にしています。
- 判断に迷ったらお気軽にお問い合わせください。
- いつもご利用ありがとうございます。

高性能な住まいづくり

見てね♪

動画配信中



専用WEBページ

https://www.shizuoka-kjm.or.jp/prom/highspec01/

まちセン 電子申請

詳しくはホームページで

